

## 改正概要説明書

国名：ニュージーランド

法令名：特許法

改正情報：2013 年法 No. 68, 2017 年 9 月 14 日リプリント

### 改正概要：特許弁護士(弁理士)のオーストラリアとの共同登録制度

2013 年 10 月, ニュージーランド及びオーストラリアにおける単一の特許出願及び審査プロセスの実現に向けての推進が両国で合意され, 「単一出願手続(Single-Application Process)」及び「単一審査手続(Single-Examination Process)」に関する法案が協議されている。このような状況下, ニュージーランド議会は, 2016 年 11 月に特許改正法 2016 (Trans-Tasman Patent Attorneys and Other Matters) を可決。一方, オーストラリアでは, 知的財産法改正法 2015 年スケジュール 4 を 2017 年 2 月 24 日に発効したことで, 特許弁護士(弁理士)のオーストラリアとの共同登録制度(Trans-Tasman patent attorney regulatory regime)が施行された。

今回の改正の第 268 条以降は, 上記の動向に対応するものである。

### 改正内容：

#### ・第 3 条

(f)は新設項である。

#### ・第 4 条

(1)において, (f)は新設項である。

旧法(3)は削除された。

#### ・第 5 条

(1)において, 特許弁護士登録簿の解釈が削除された。

#### ・第 11A 条

新設条文である。

#### ・第 202A 条

新設条文である。

#### ・第 243 条

(ma)は新設項である。

#### ・第 245 条, 第 248 条, 第 249 条及び第 267 条

削除された。

#### ・第 268 条—第 290 条

新設条文である。